

I. アドボカシーセンターの活動紹介

大阪被害者支援アドボカシーセンターの沿革

- ◆ 1995年 阪神淡路大震災の被災者に対するボランティア支援活動
- ◆ 1996年 「大阪被害者相談室」（全国3番目）を開設
- ◆ 2001年 大阪教育大学附属池田小学校児童教師殺傷事件の支援
- ◆ 2002年 NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターに改称（アドボカシーとは：権利擁護、代弁）
- ◆ 2008年 大阪府公安委員会「犯罪被害者等早期援助団体」の指定
- ◆ 2021年 大阪被害者支援アドボカシーセンター25周年

大阪被害者支援アドボカシーセンター・支援回数

- ◆ 1996年～2022年の支援総回数 約30,000回
- ◆ 年間実件数 約360～400件
- ◆ 年間支援回数 約1,900～2,300回 **(約9割が犯罪被害)**
- ◆ 支援体制 直接支援員 44名
 - うち 犯罪被害相談員 23名
 - 専門支援員（公認心理師、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士等）9名
- ◆ 理事13名（うち弁護士3名、精神科医2名、臨床心理士1名、被害者遺族 1名）
- ◆ アドバイザー2名（トラウマに精通した精神科医、虐待専門家の教育心理学者）

【アドボカシーセンターの支援】

【電話相談】

月～金 10時～16時

毎月第3木曜日

14時～16時は法律相談

(大阪弁護士会被害者支援委員会の協力)



【面接相談】

- よりよい支援活動のために被害者の状況・ニーズの把握
- 面接法律相談（大阪弁護士会 被害者支援委員会の協力）
- 心理相談（臨床心理士による）



【直接的支援】

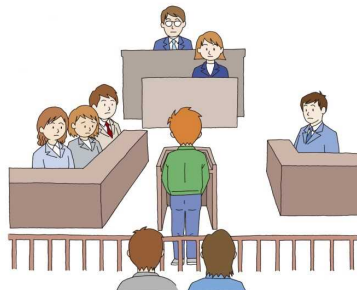
付添い支援

（警察・検察庁・裁判所・医療機関・行政機関等）

裁判傍聴付添い支援



裁判被害者参加付添い支援



病院付添い支援



【自助グループ支援】 2004年～

被害者自助グループ「ippo」への支援

(毎月1回の定例会開催。現在、20名が参加)



被害者のニーズと支援センターが提供する支援

「話を聴いてほしい」 ⇒ 電話相談、面接相談 (含 カウンセリング)

「情報がほしい」 ⇒ 電話相談、面接相談 (含 法律相談)

「来てほしい」 ⇒ 面接相談、直接的支援 (付添い等)

「傍にいてほしい」 ⇒ 直接的支援 (付添い、立会い等)

「できないことを代行してほしい」 ⇒ 直接的支援 (代理傍聴、
事務手続き代行、生活支援等)

「家族や職場などの関係者へのサポート及びアドバイスをしてほしい」
⇒ 直接的支援 (代弁 = アドボカシー)

「同じ体験をした人と話したい」 ⇒ 自助グループ

想定される必要な支援

- ◆付添い：警察署（事情聴取、現場検証、再現見分）、検察庁（事情聴取、証人テスト）、弁護士事務所（法律相談、被害者参加弁護士）、裁判所、医療機関、市町村等自治体の相談窓口
- ◆連携・連絡調整：関係機関（警察、裁判所書記官、検事、検察事務官、被害者参加弁護士、行政窓口担当者、保護観察所）
- ◆紹介：被害者支援に精通した弁護士、トラウマに精通した精神科医、被害者に理解のある医療機関（精神科、心療内科、婦人科）、カウンセラー
- ◆その他：代理傍聴、電話、面接、メール等による継続したサポート
関係機関との連絡調整、申請手続き等の代行

想定される必要な支援

- ◆経済的支援：
 - ・弁護士費用等に関する援助制度（被害者参加人のための国選弁護制度、日弁連委託援助、民事法律扶助）
 - ・被害者参加旅費等支給制度・その他の経済的支援制度（犯罪被害給付金、各種貸付制度等、全国被害者支援ネットワーク被害者緊急支援金・カウンセリング等支援の申請補助）の案内及び紹介、無料法律相談・無料カウンセリング



大阪府 被害者支援調整会議

(オールおおさか被害者サポート)

1

① 対象者

- 対象犯罪行為による犯罪被害者である府民及びその家族
- 対象犯罪行為により死亡した犯罪被害者である府民の遺族

② 対象犯罪行為

- 殺人、強盗致死傷、性犯罪（刑法に規定する身体犯）、逮捕・監禁、略取・誘拐、傷害致死等、全治1か月以上の傷害等
- 死亡ひき逃げ、ひき逃げ、交通死亡事故、全治3か月以上の傷害を負った交通事故、危険運転致死傷

2

③ 支援内容

- 計画作成責任者を置き、支援対象者へのアセスメント、支援計画案の作成、支援サービスの提供に向けた関係機関との調整、手続補助等をワンストップで提供
- 支援計画案の作成にあたっては、支援調整会議へ諮問

④ 会議の構成

- 会議は、府治安対策課、府警本部府民応接センター、大阪被害者支援アドボカシーセンター（計画作成責任者）で構成し、必要に応じて、犯罪被害者等が居住する市町村に参加を要請
- 計画作成責任者の判断により弁護士会、社会福祉協議会その他の民間支援団体に参加を要請

3

⑤ 相談者の意思確認（申出書兼同意書の提出）

- 当会議による支援要請の希望及び府警察本部への被害状況の照会
- 当会議に対する被害状況等の情報提供

⑥ 会議の運営

大阪被害者支援アドボカシーセンターに業務委託

⑦ 運用開始

令和元年6月20日

4

被害者支援調整会議 構成メンバー

- 大阪被害者支援アドボカシーセンター
（支援コーディネーター）
- 大阪府青少年・地域安全室治安対策課
- 大阪府警察本部

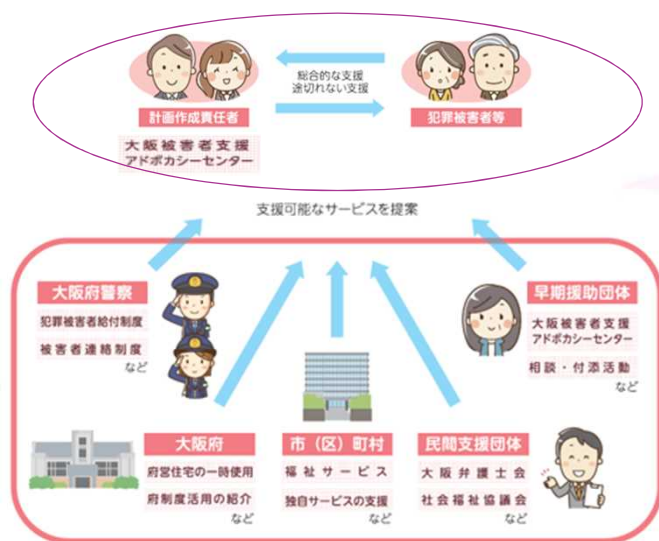
- 被害者が居住する市町村被害者支援窓口

- ・弁護士会 教育委員会 社会福祉協議会
子ども家庭センターなど

5

被害者支援調整会議

支援調整会議の枠組



6

被害者支援調整会議 支援の流れ

- 被害者との面接（ニーズの把握、アセスメント実施）
↓
- 支援計画作成（支援計画案の作成、関係機関との調整）
↓
- 支援調整会議 招集案内
支援計画案を調整会議前に大阪府、大阪府警、市町村その他必要な関係機関に渡し、各機関は調整会議にむけて準備
↓
- 支援調整会議開催 支援計画内容の評価、協議、支援へ
開催：新件は発生都度開催 定例支援調整会議は月1回

7

◆ 行政・関係機関との連携

身体的被害

精神的被害



ホームヘルプサービス 配食サービスなど日常生活支援
被害者支援に精通した医療紹介
カウンセリング実施

経済的被害



福祉制度の活用 医療費補助
見舞金申請

法律相談



無料相談 法律扶助制度活用

自宅での犯罪



住宅の確保 引越し費用補助
一次的な避難場所確保

8

被害者支援調整会議で支援センターが支援コーディネーターになる意義

被害者の現状・心情に精通した支援センターが支援コーディネーター（計画作成責任者）になり調整会議を進めていくと



- ・時の経過で変化する 被害者のニーズや 希望を聞き取り 迅速に行政や関係機関に諮り適切な支援提供が可能
- ・支援の進捗状況を確認、関係機関に推進を促すことが可能
- ・行政や関係機関の制度などの効率的な活用が可能

9

市町村被害者支援担当職員 研修会

10

大阪府下 市町村職員研修会

- 1回当たり6～8人程度の少人数研修
- 全市町村に参加要請

<内容>

① 講義

- ・大阪被害者支援アドボカシーセンターの紹介
- ・支援調整会議の説明

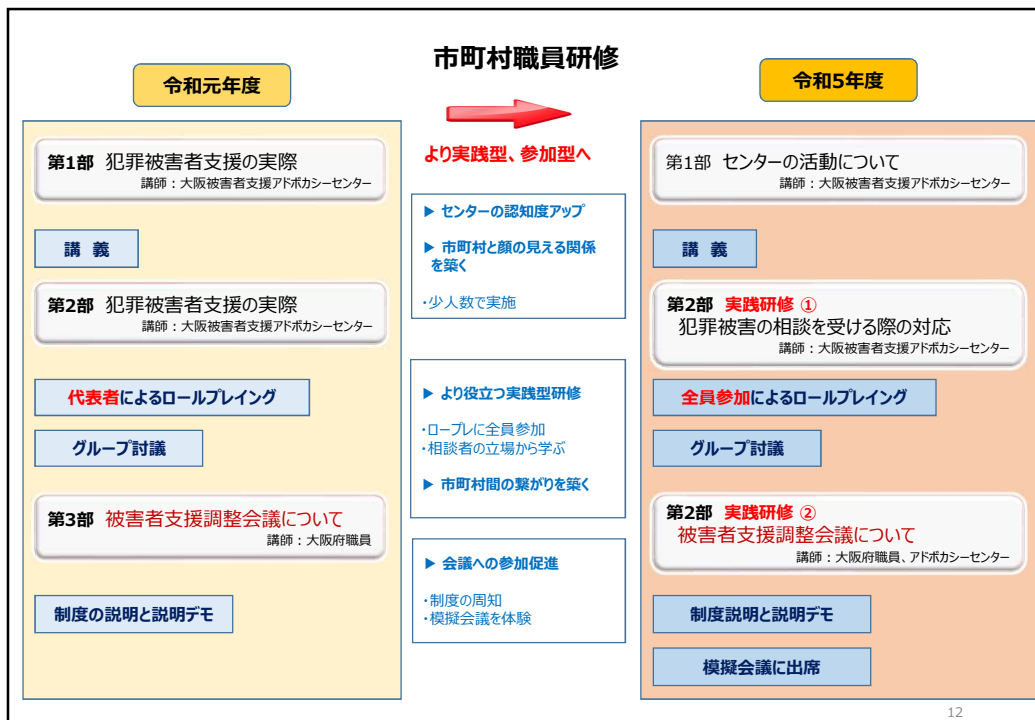
② 実践研修（ロールプレイング）

- ・相談者と窓口対応者の両方の立場を模擬体験
- ・支援調整会議出席を模擬体験

<目的>

- ・市町村とアドボカシーセンターの間で、顔の見える関係をつくる
- ・被害者支援調整会議への参加促進
- ➔市町村における犯罪被害者等支援の重要性の認識を高める

11



12